

お客さま各位

巢鴨信用金庫

流動性預金規定集「共通取引規定」、「お客さまへのお願い」の一部改定について

当金庫では外国人のお客様の在留カードまたは特別永住者証明書の有効期限を確認させていただくことになりました。

在留カード・特別永住者証明書の有効期限その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって口座を開設したお店で更新手続きをお願いします。有効期限が経過し、更新の確認ができない場合は、口座を停止させていただくこともありますので、予めご承知おきください。

つきましては、下記の各種規定を改定し、改定日以降につきましては改定後の規定によりお取扱いいたしますのでよろしくお願い致します。

なお、各規定の全文については[流動性預金規定集](#)をご覧ください。

記

1. 改定日

2019年3月18日（月）

2. 改定内容

(1) 共通取引規定

新	旧
5. (届出事項の変更、通帳の再発行等) (1) 通帳、印章、カードを失ったとき、または、印章、名称、住所、 <u>在留カード・特別永住者証明書の有効期限その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店（口座を開設したお店。以下同様です。）に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</u>	5. (届出事項の変更、通帳の再発行等) (1) 通帳、印章、カードを失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店（口座を開設したお店。以下同様です。）に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(下線部を改定)

(2) お客さまへのお願い

新	旧
5. <u>在留カード、特別永住者証明書の有効期限を更新した場合は、直ちに取引店に有効期限の更新の手続きにご来店ください。有効期限が経過し、更新の確認ができない場合は、口座を停止させていただくこともありますので、予めご承知おきください。</u> 6. 預金口座の不正利用防止等への対応として、共通取引規定11条第2項により口座を停止させていただく場合がありますので、予めご承知おきください。	5. 預金口座の不正利用防止等への対応として、共通取引規定11条第2項により口座を停止させていただく場合がありますので、予めご承知おきください。

(下線部を改定)

以上